



# 障害児支援のイマとコレカラ



横浜市立若葉台特別支援学校  
渡部 千佳子

# 若葉台特別支援学校について

◎横浜市立では初めての**肢体不自由**と**知的障害**の二つの部門が併置されている学校

- **「やさしい・きれいな・あったかい学校」**をモットーに、一人ひとりを大切に地域とともに歩む学校である
- **自己表現、自己選択、自己決定、自己責任**を大切にするキャリア発達を促す教育を推進する
- 2部門の交流を大事にしている

# AB部門の交流の様子



知的障害と発達障害は違うのか？

# 知的障害とは

- 知的能力障害 (ID: Intellectual Disability) は、医学領域の精神遅滞 (MR: Mental Retardation) と同じものを指し、**論理的思考、問題解決、計画、抽象的思考、判断、学校や経験での学習のように全般的な精神機能の支障によって特徴づけられる発達障害の一つ。**
- 発達期に発症し、概念的、社会的、実用的な領域における知的機能と適応機能両面の欠陥を含む障害のこと。
- ☆ 「1. 知能検査によって確かめられる知的機能の欠陥」と「2. 適応機能の明らかな欠陥」が「3. 発達期（おおむね18歳まで）に生じる」と定義されるもの

# 知的障害について

有病率は一般人口の約1%であり、年齢によって変動する。  
男女比はおよそ1.6 : 1（軽度）～1.2 : 1（重度）  
知的機能は知能検査によって測られ、平均が100、標準偏差15の検査では知能指数（Intelligence Quotient, IQ）70未満を低下と判断する。

→知能指数の値だけで知的障害の有無を判断することは避け、適応機能を総合的に評価し、判断する。

\*適応機能とは、日常生活でその人に期待される要求に対していかに効率よく適切に対処し、自立しているのかを表す機能のこと。  
たとえば食事の準備・対人関係・お金の管理などを含むもので、社会生活を営むために重要な要素となるもののこと。

# 発達障害とは

DSM-5

- 発達障害は、知的障害（知的能力障害）、コミュニケーション障害、自閉スペクトラム症（ASD）、ADHD（注意欠如・多動症）、学習障害（限局性学習症、LD）、発達性協調運動障害、チック症の7つに分類される。
- 一般的には、乳幼児から幼児期にかけて、特徴的な症状を呈するものと言う。  
ただし、小児期に症状が目立たず、学齢期や思春期あるいは成人に至って、学校や職場で問題が顕在化することもある。
- 発達障害の場合、本人の怠慢や家族のしつけ・環境などが原因ではなく、基本的に脳の機能の障害から起こるものとされている。

発達障害の代表的なものとして、**自閉スペクトラム、ADHD、学習障害**があげられる。

→同じ診断名でも、知的障害の有無、子どもの個性や発達の状況、年齢、置かれている環境などの様々な要因によって多彩な症状を呈する。

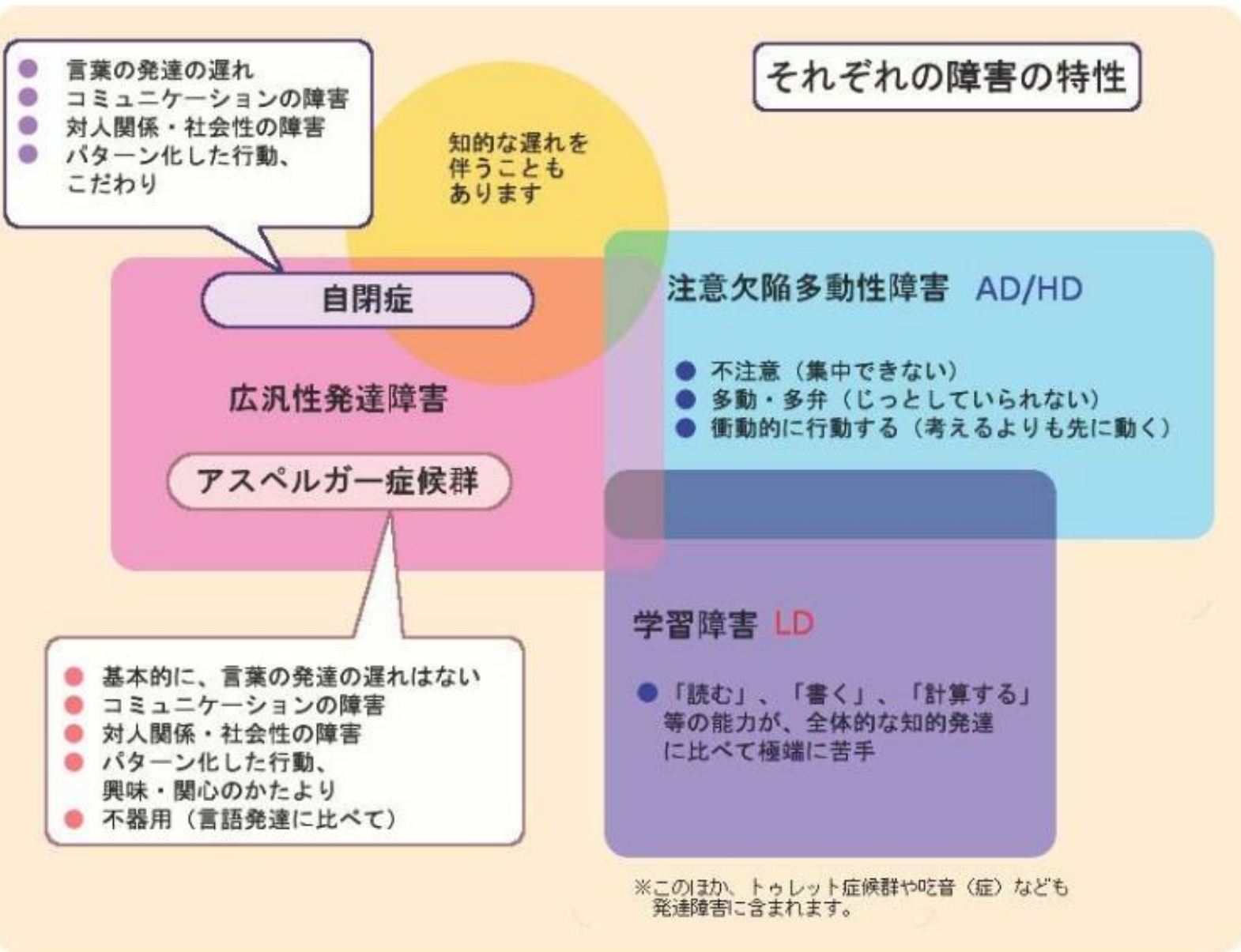
自閉スペクトラムとADHD、学習障害が重なり合う等の場合もある。

最近はとくに、顕在化しにくい発達障害として、吃音、チック症、トゥレット症候群、発達性協調運動障害、読み書き障害が注目されている。

\*「発達障害者支援法（2016年改正）」では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。



# 発達障害の分類



# 発達障害の兆候はいつ頃見られる？

障害名	サイン・兆候が表れる時期
広汎性発達障害	1歳を過ぎた頃から
学習障害	小学校2～4年生頃に発覚
AD/HD	7歳まで

# ADHD（注意欠如・多動症）

- ADHD（注意欠如・多動症）は、「不注意」と「多動・衝動性」を主な特徴とする発達障害の概念のひとつ
    - ADHDを持つ子どもの中には、家庭・学校生活で様々な困難をきたすこともある。
    - 環境や行動への介入や薬物療法を用いるケースもある。
- \* ADHDの治療は、人格形成の途上にある子どもこのころの発達を支援する上でとても重要だと考えられている。

# ASD（自閉スペクトラム、アスペルガー症候群）

## ASD（自閉スペクトラム、アスペルガー症候群）

→以前は、自閉症、広汎性発達障害、アスペルガー症候群等のいろいろな名称があった。

→2013年 DSM-5の発表以降、自閉スペクトラム（ASD;Autism Spectrum Disorder）としてまとめて表現するようになった。

自閉スペクトラム症は多くの遺伝的な要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障害。

\*人口の1%に及んでいるとも言われている。

自閉スペクトラム症の人々の状態像は非常に多様なので、状態を正しく理解し、個々のニーズに合った適切な療育・教育的支援につなげていくことが望ましい。

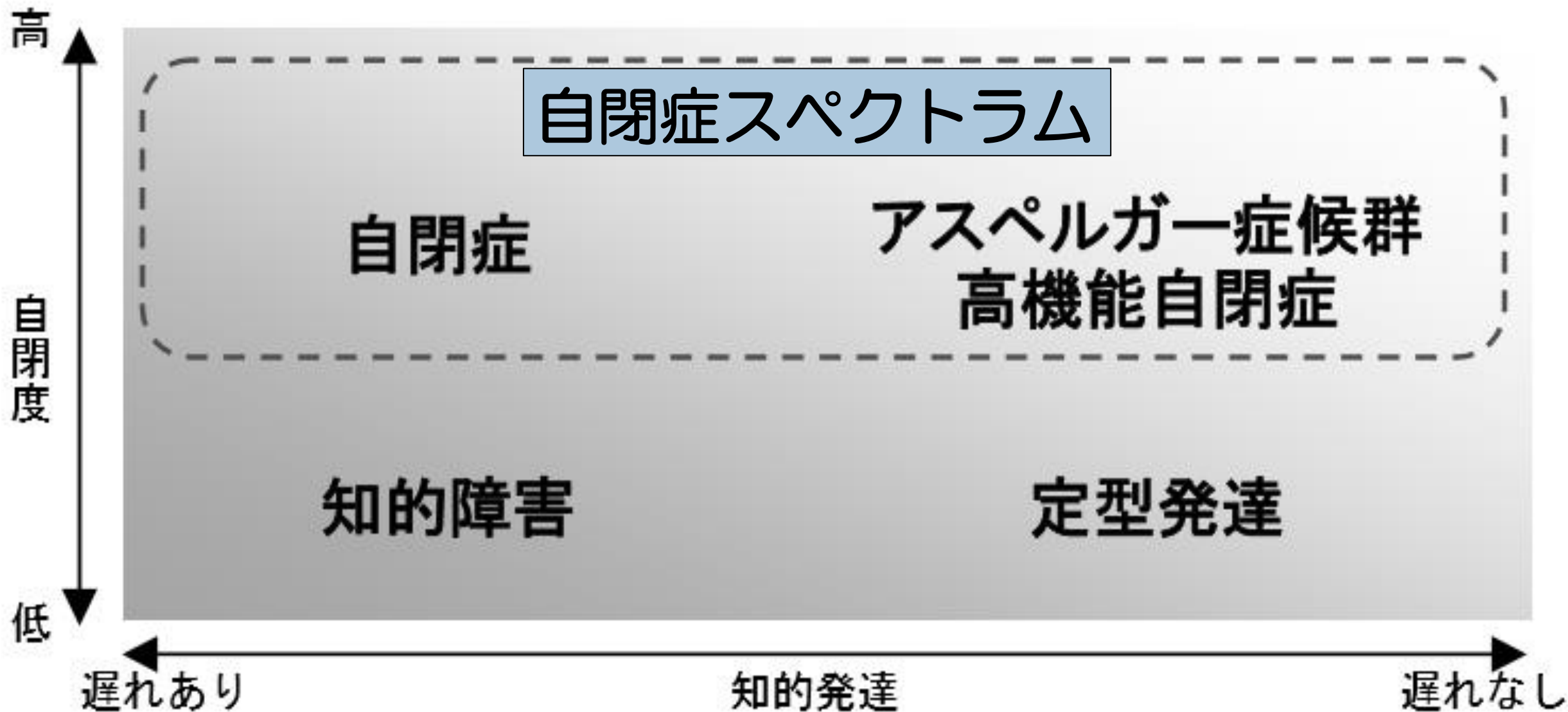
# 学習障害（限局性学習症）

学習障害（限局性学習症、LD）

→読み書き能力や計算力などの算数機能に関する、特異的な発達障害のひとつ。

的確な診断・検査が必要で、一人ひとりの認知の特性に応じた対応法が求められる。

ADHD（注意欠如・多動症）やASD（自閉スペクトラム症）などを伴う場合には、それらを考慮した配慮学習支援も必要となる。



# 知的障害と発達障害の違い

## 知的障害

- ・全体的な知能のおくれが見られる  
（言葉やルールの習得に時間がかかるなど）
- ・適応行動に障害がある  
（自分で判断するのがとても苦手など）
- ・18歳未満で障害があらわれる

## ASD（自閉症など）

- ・感情の共有が苦手・強いこだわりがある
- ・感覚刺激にとても敏感（またはとても鈍感）
- ・子供の頃からこれらの症状が見られる
- ・軽度の場合、大人になってから判明することもある
- ・薬で症状を緩和できる場合がある

（共通点）

- ・本人の「わがまま」や「努力不足」が原因ではない
- ・脳機能の障害などが原因
- ・学習・仕事・対人関係などで障害が生じている

## ADHD（注意欠陥多動性障害）

- ・年齢に応じた平均的な発達から見て、
- ・集中力がない・物をなくす
- ・順番に取り組むのが困難
- ・じっとしてられない・待てない  
といった傾向が強い
- ・12歳以前に、これらの症状のいくつかが出ている
- ・薬で症状を緩和できる場合がある

LD（学習障害）

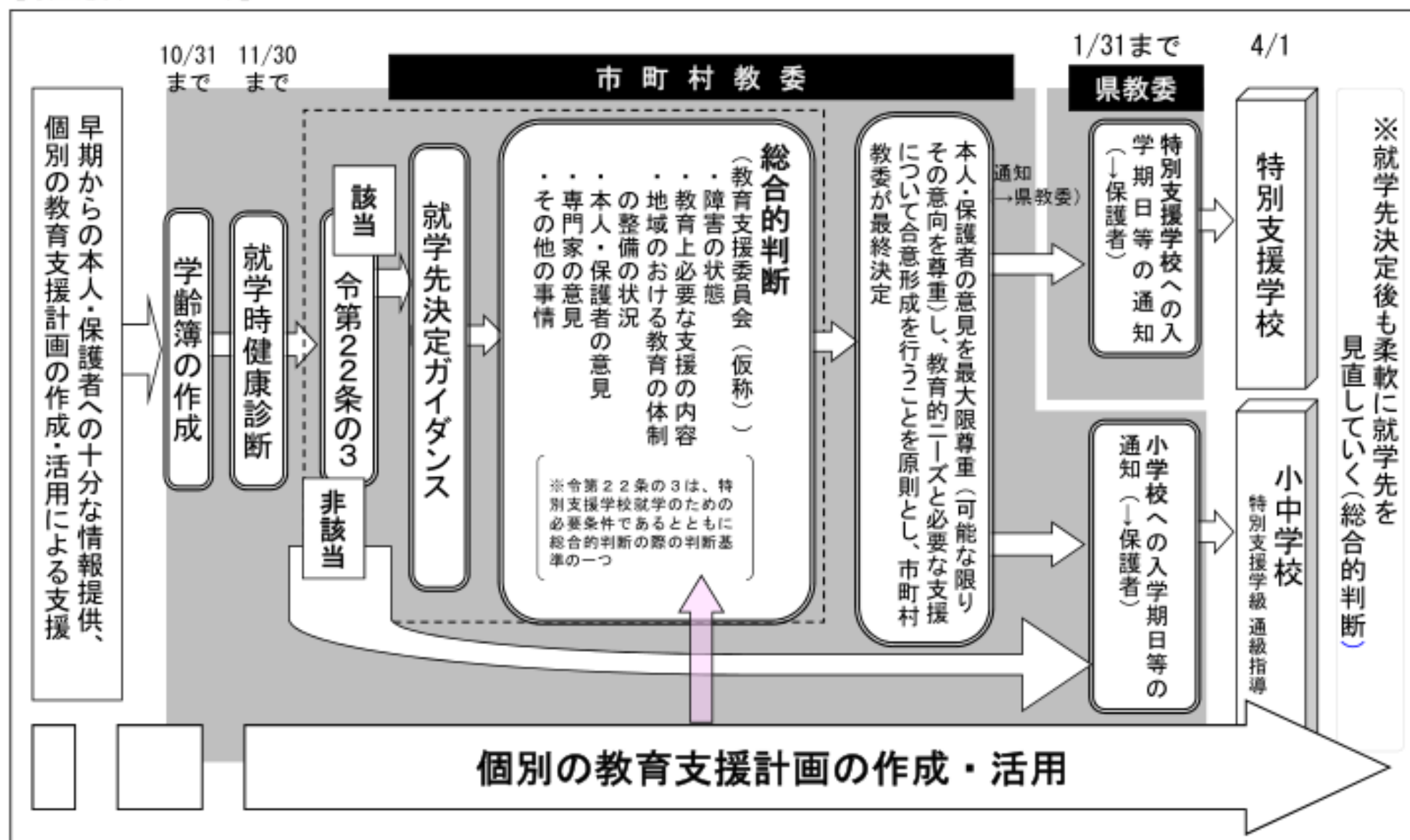
- ・全体的な知能のおくれはないが  
読み・書き・計算・推論などで  
特別苦手なものがある

特別支援学校に在籍する生徒は  
増加しているのか？

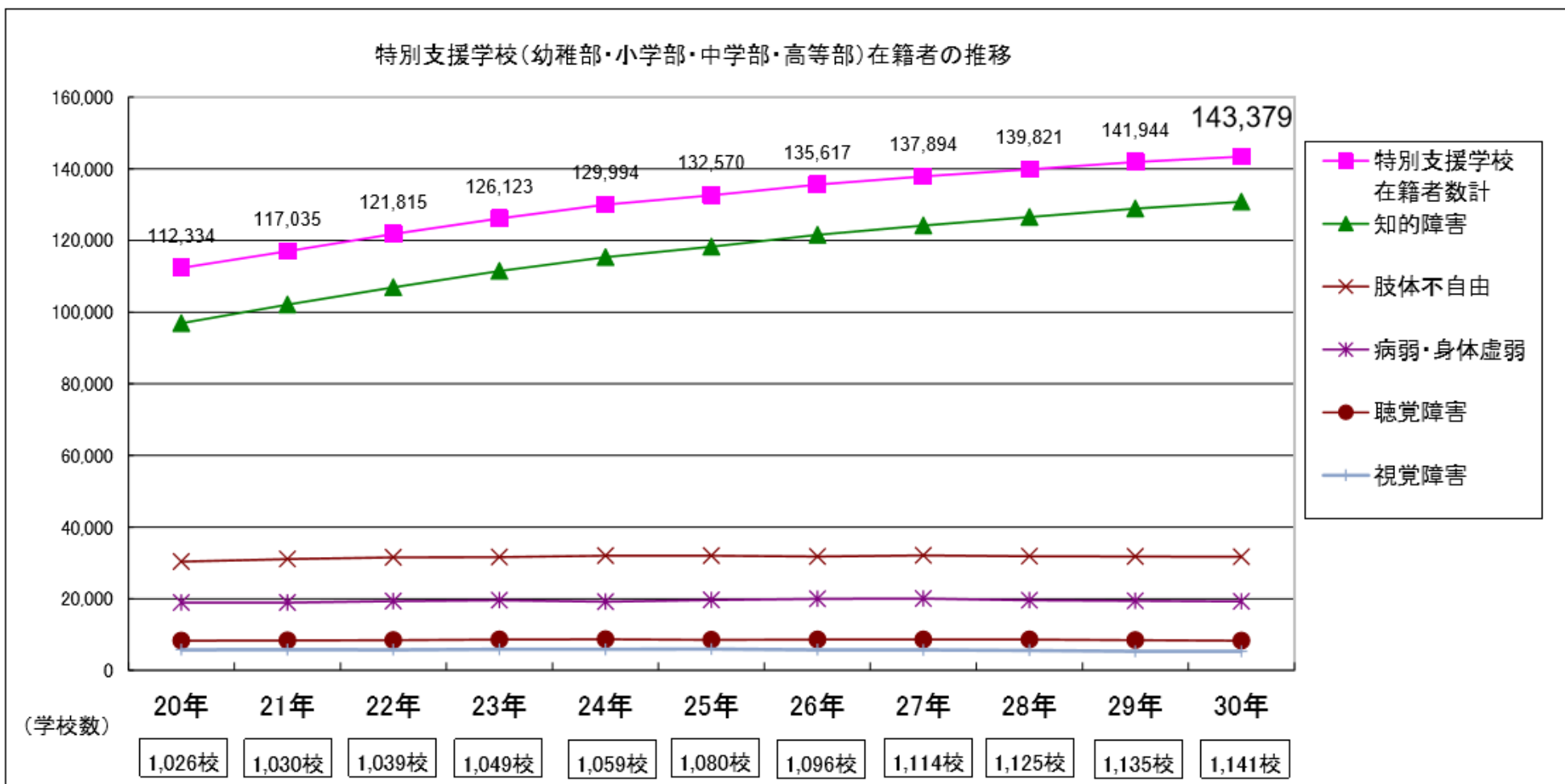


# 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正後（H25.9～）】



# 特別支援学校の児童生徒数・学校数の推移（各年度5月1日現在）

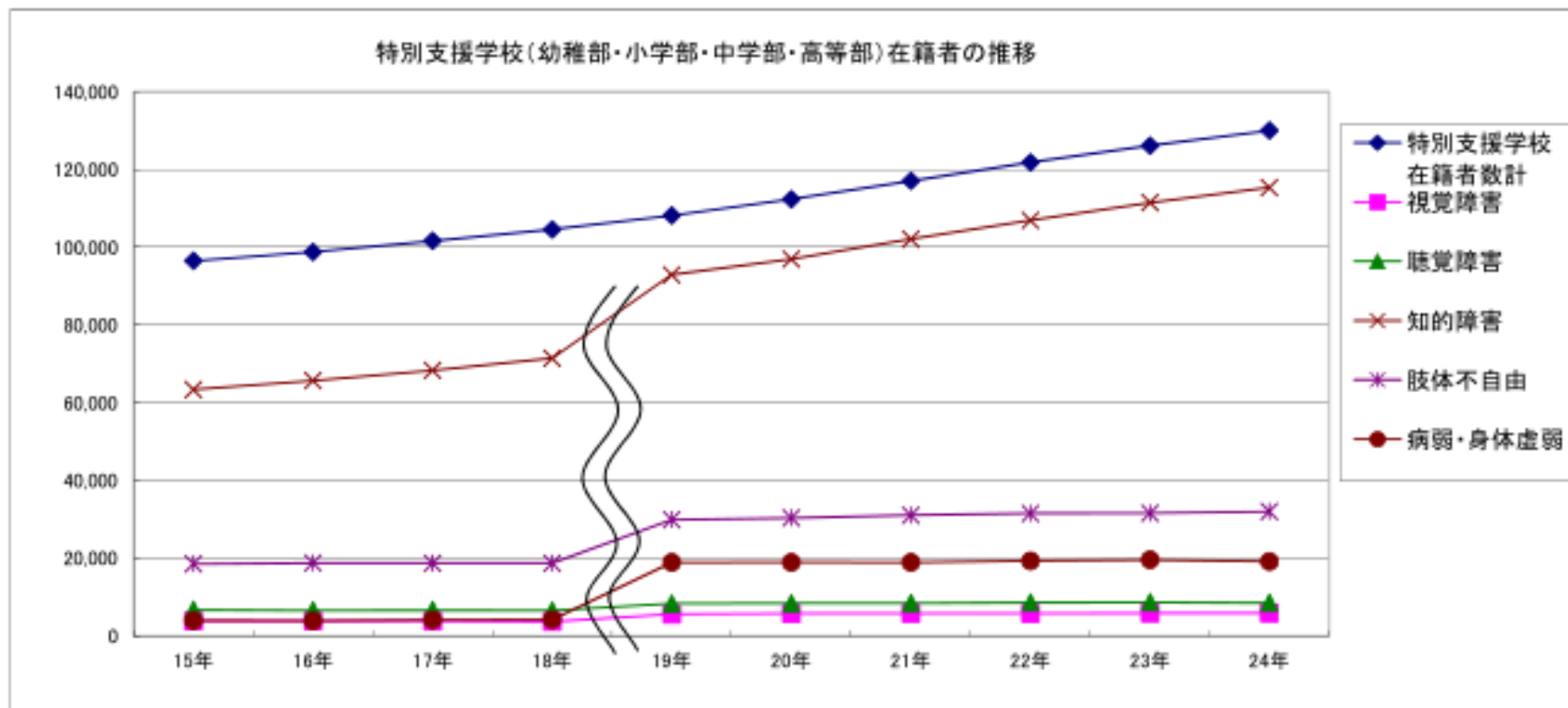


## 【平成30年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	81	117	781	350	152	1,141
在籍者数	5,315	8,164	130,817	31,676	19,277	143,379

# 1. 特別支援教育の概要 ～特別支援学校の現状(平成24年5月1日現在)～

※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。

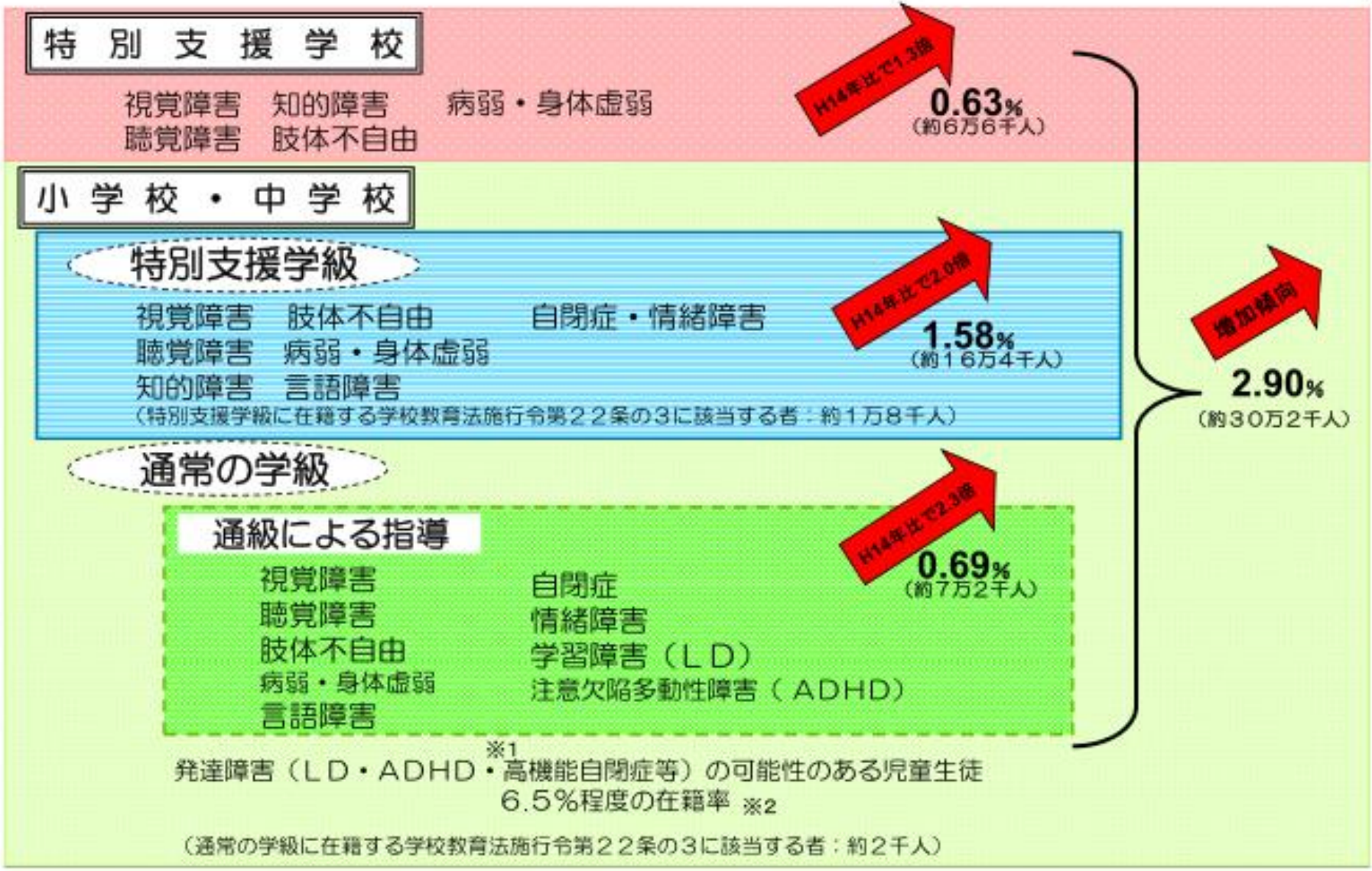


	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	87	120	681	324	139	1,059
在籍者数	5,894	8,533	115,355	32,007	19,190	129,994

# 1. 特別支援教育の概要～特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)～

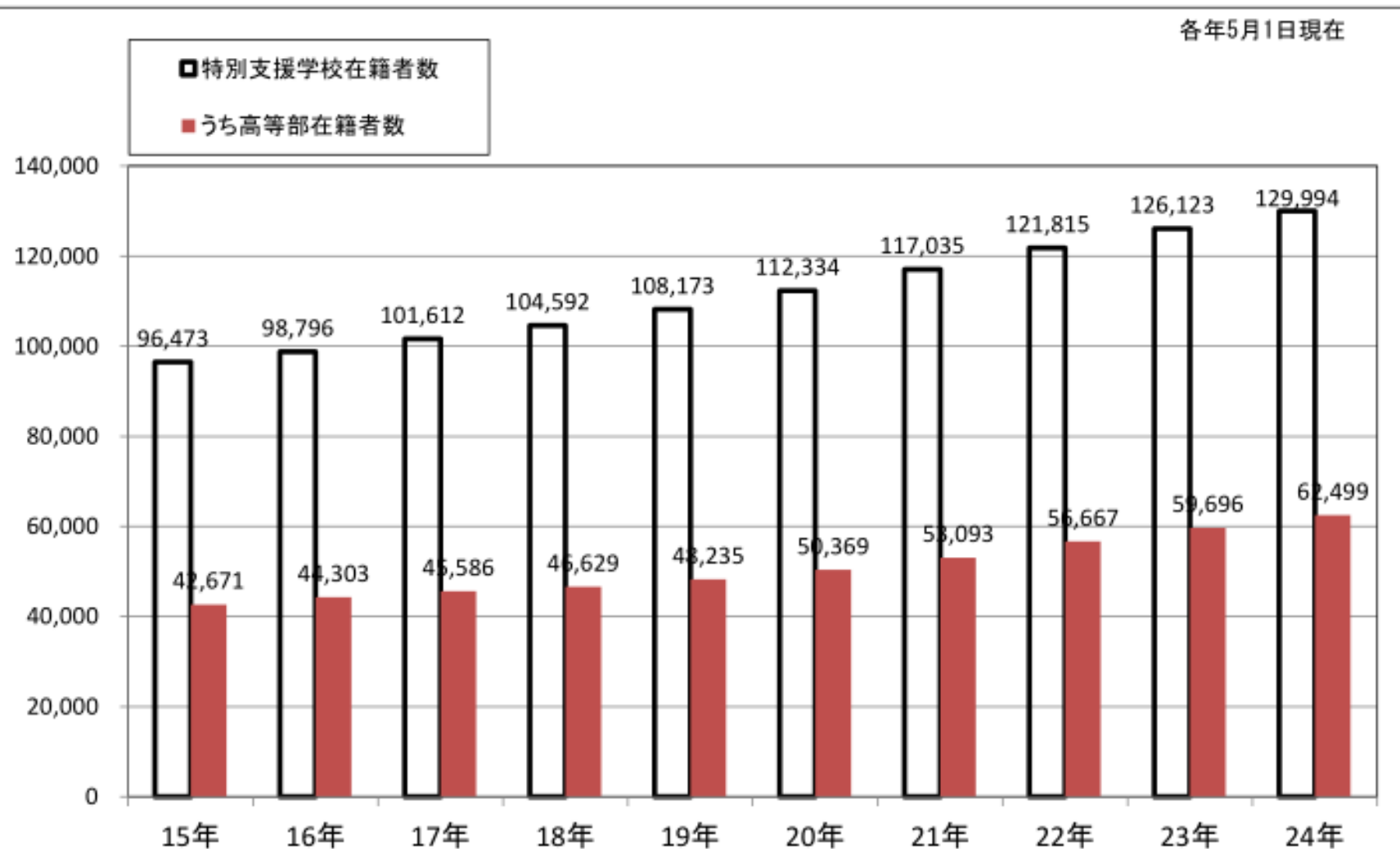
義務教育段階の全児童生徒数 1040万人

減少傾向



特別支援学校に在籍する児童生徒  
はどう増えているのか？

# 1. 特別支援教育の概要 ～特別支援学校(国・公・私計)高等部在籍者数[推移]～

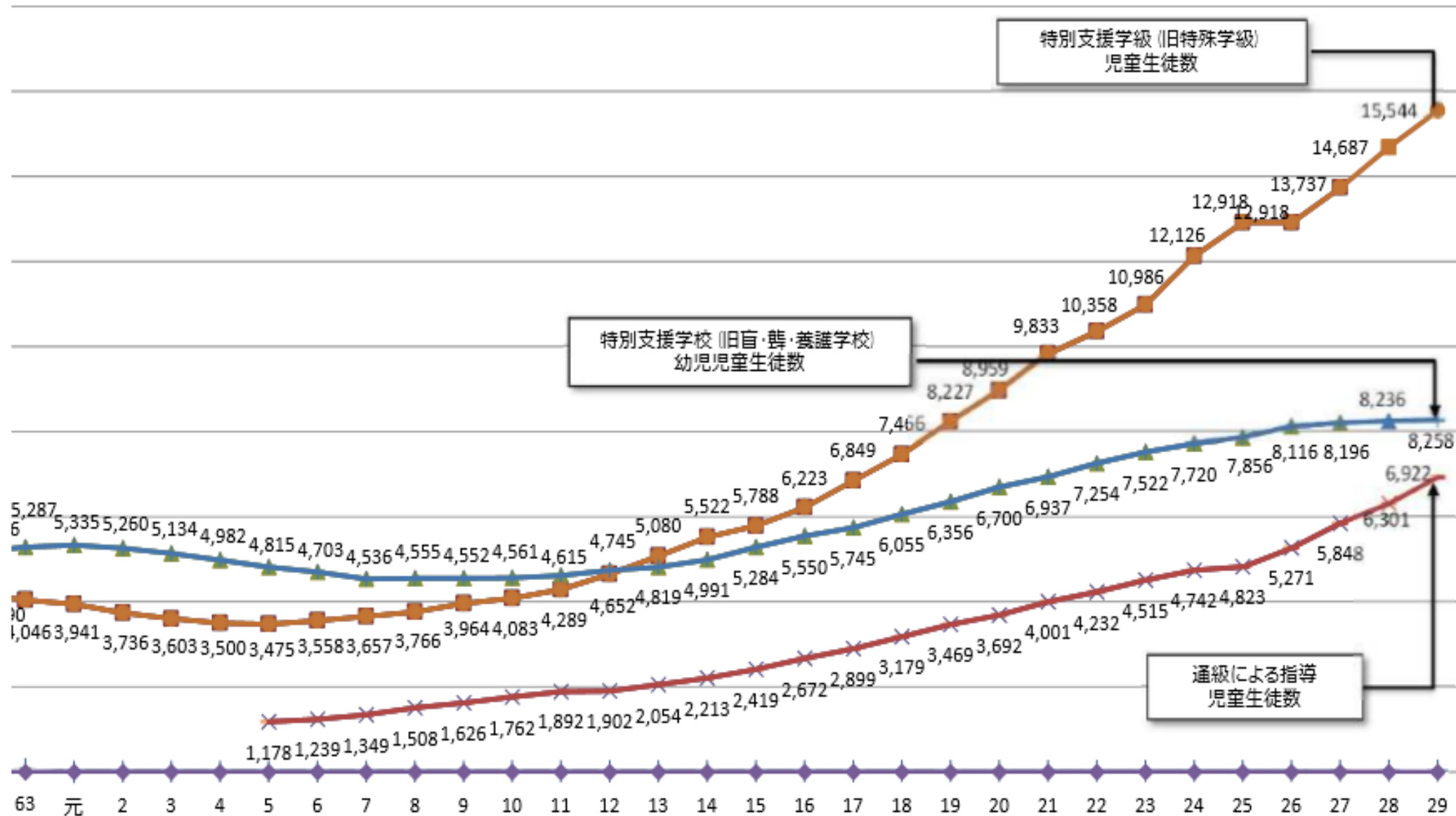


※平成18年度までの数値は、盲学校、聾学校及び養護学校の数値を用いている。

※平成15年度から24年度までの在籍者数の増加(33,521人)のうち、高等部の増加(19,828人)が59%を占める。

個別支援学級（特別支援学級）に  
在籍する生徒は  
増加しているのか？

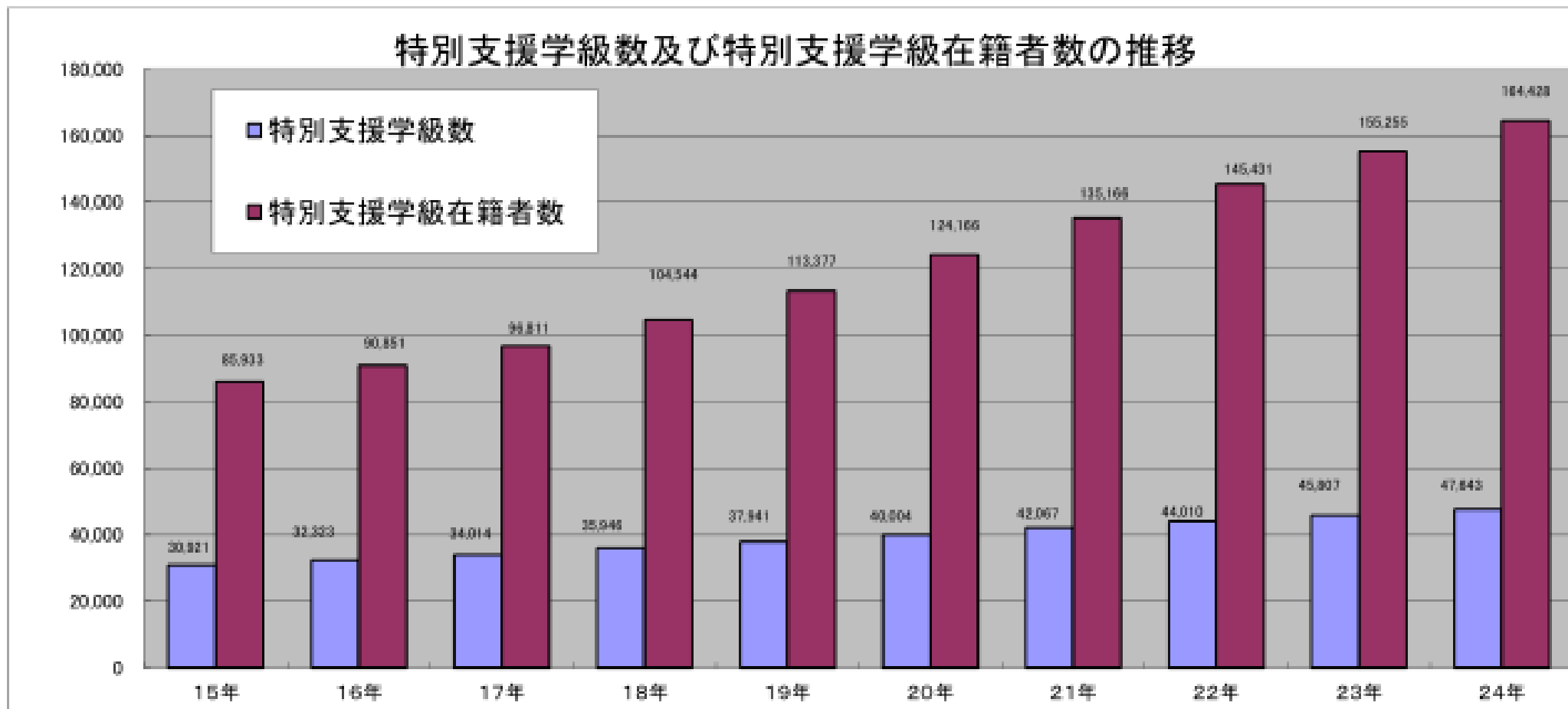
# 特別支援教育対象児童生徒数の推移





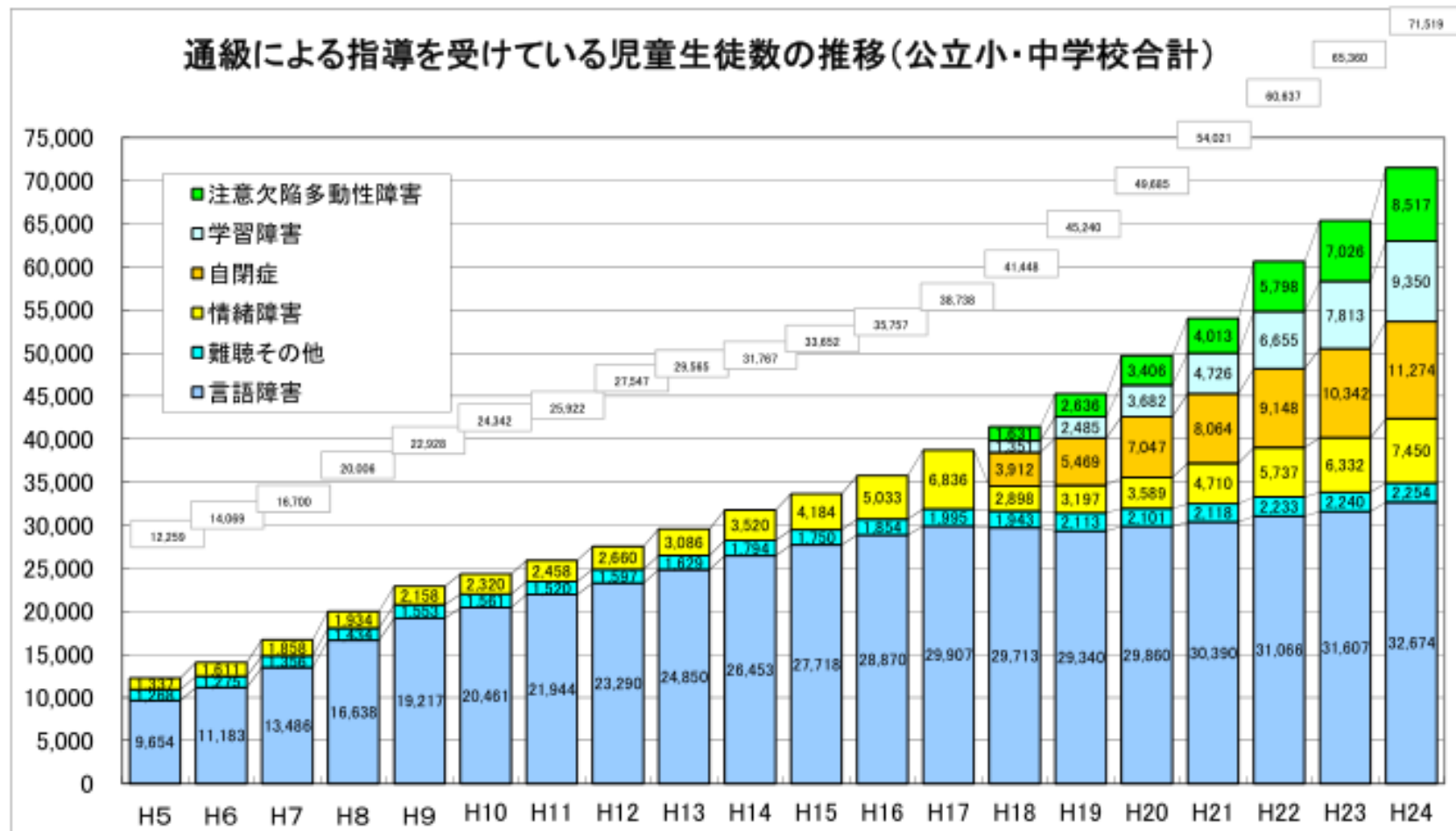
# 1. 特別支援教育の概要 ～特別支援学級の現状(平成24年5月1日現在)～

特別支援学級は、障害のある子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。



# 1. 特別支援教育の概要 ～通級による指導の現状(平成24年5月1日現在)～

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、弱視、難聴など。



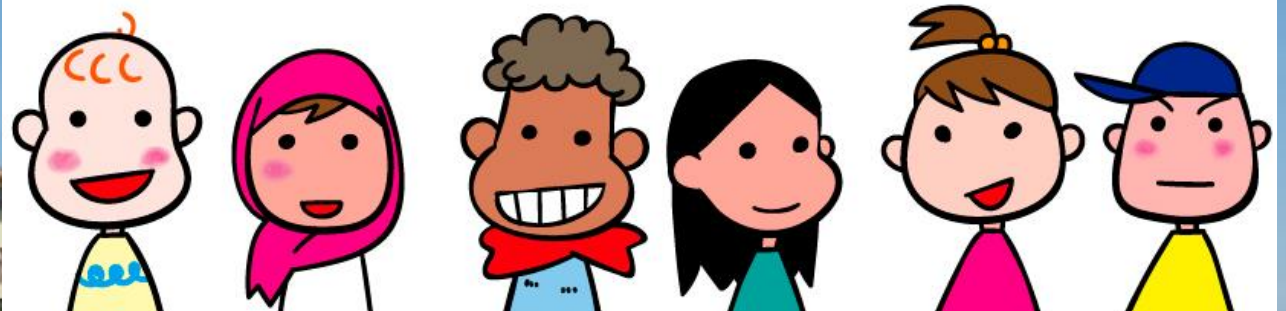
※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

# インクルーシブ教育の推進も一因

すべての子どもには、  
何らかの**ニーズ**がある  
ことを前提としてその  
**多様性**に対応できる  
教育システムをつくる  
プロセス



# インクルーシブ教育とは

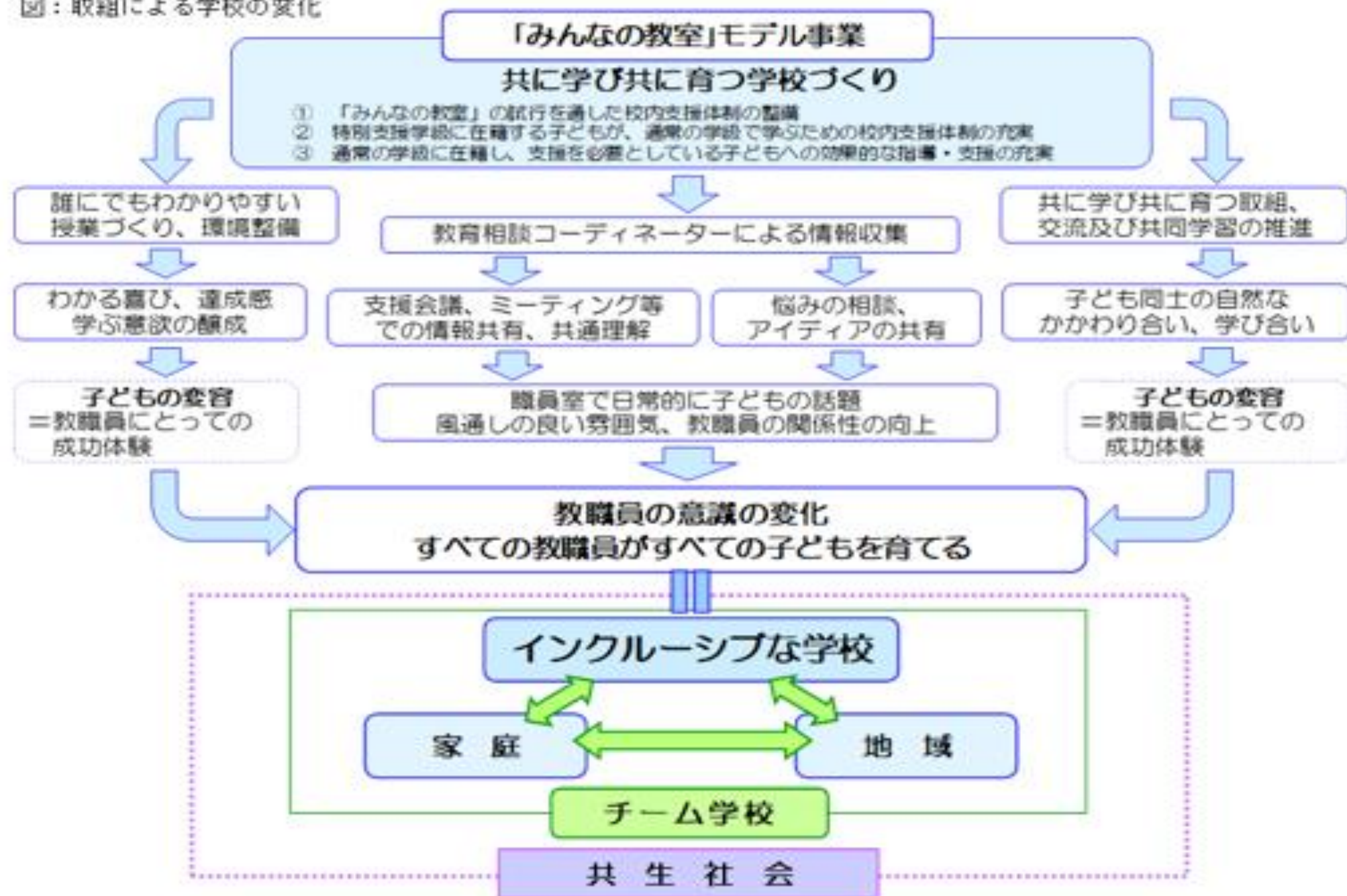
インクルーシブ教育システムとは、「障害のある者が、その能力等を最大限に発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下で、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」のこと。

この考え方は、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の中で明記された。

インクルーシブ教育システムでは、同じ場所で共に学ぶことを追求するとともに、こうした「個別の教育的ニーズ」に最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要。

★障害のある子供と障害のない子供が、同じ場で共に学ぶことを目指すときに一番大事なことは、子供たちが授業内容を理解して学習活動に参加している実感や達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかということです。

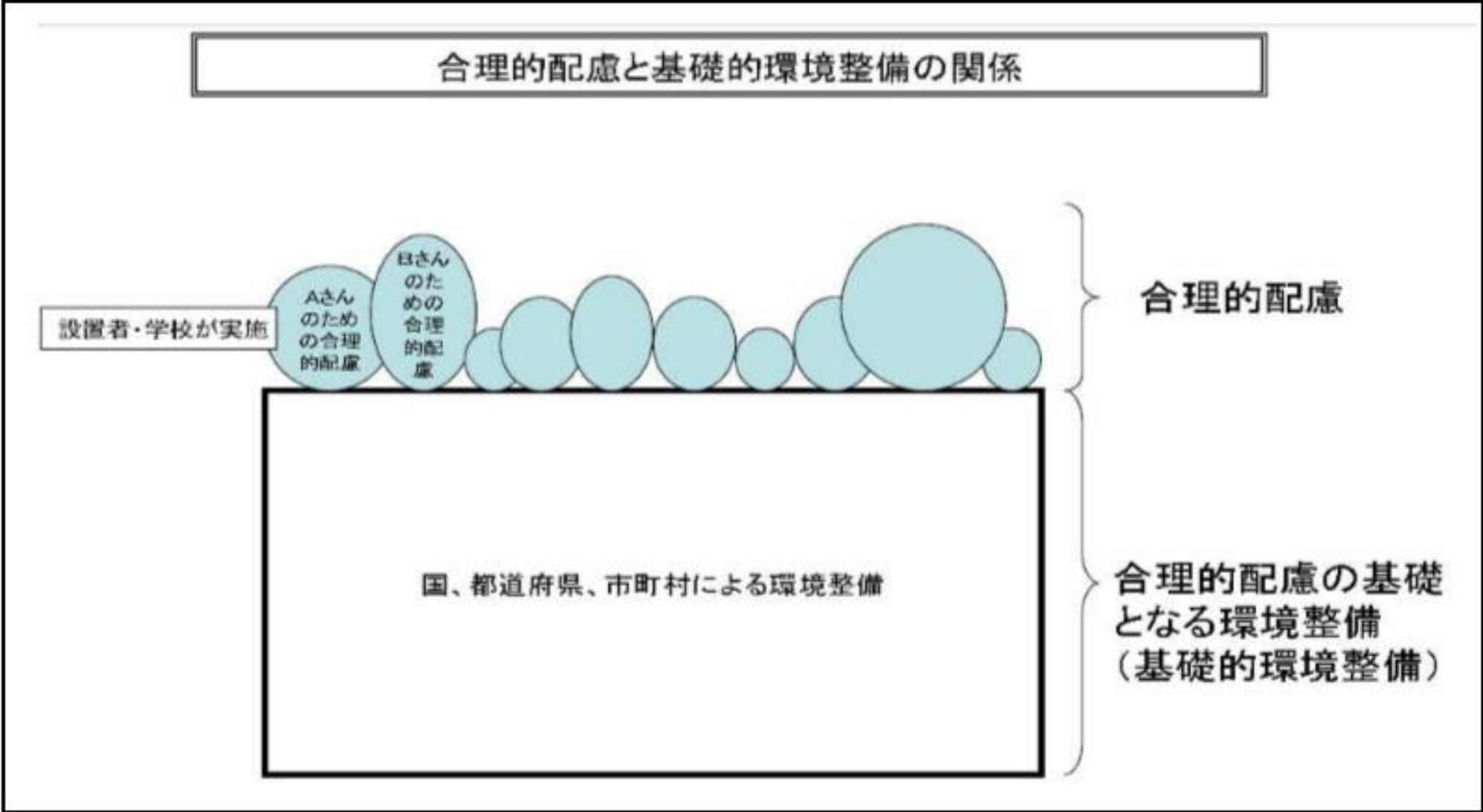
図：取組による学校の変化



# インクルーシブ教育推進に必要な考え方

- 障害者の権利に関する条約」では、インクルーシブ教育システムの構築のためには「合理的配慮」が必要であるとされている。
- 「合理的配慮」
  - 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するために
  - ① 必要かつ適当な変更及び調整であること
  - ② 特定の場合において必要とされるものであること
  - ③ 均衡を失した又は過度の負担を課さないものであることと定義されている。

# 合理的配慮とは



# 合理的配慮の事例

## Case-1

### 視覚障害(弱視)のAさん

…矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。黒板に近づけば文字は読める。

- ◎廊下側の前方に座席を配置
- ◎教室の照度調整のためにカーテンを活用
- ◎弱視レンズの活用

## Case-2

### 肢体不自由のBさん

…両足にまひあり、車いす使用。  
エレベーターの設置が困難。

- ◎教室を1階に配置
- ◎車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
- ◎車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消

## Case-3

### 学習障害(LD)のCさん

…読み書きが苦手で、特にノートテイクが難しい。

- ◎板書計画を印刷して配布
- ◎デジタルカメラ等による板書撮影
- ◎ICレコーダー等による授業中の教員の説明等の録音
- ※データの管理方法等について留意が必要



# 合理的配慮を考える 発達障害の子どもたちの障壁を視覚化したら



**配慮** が何もない状態…

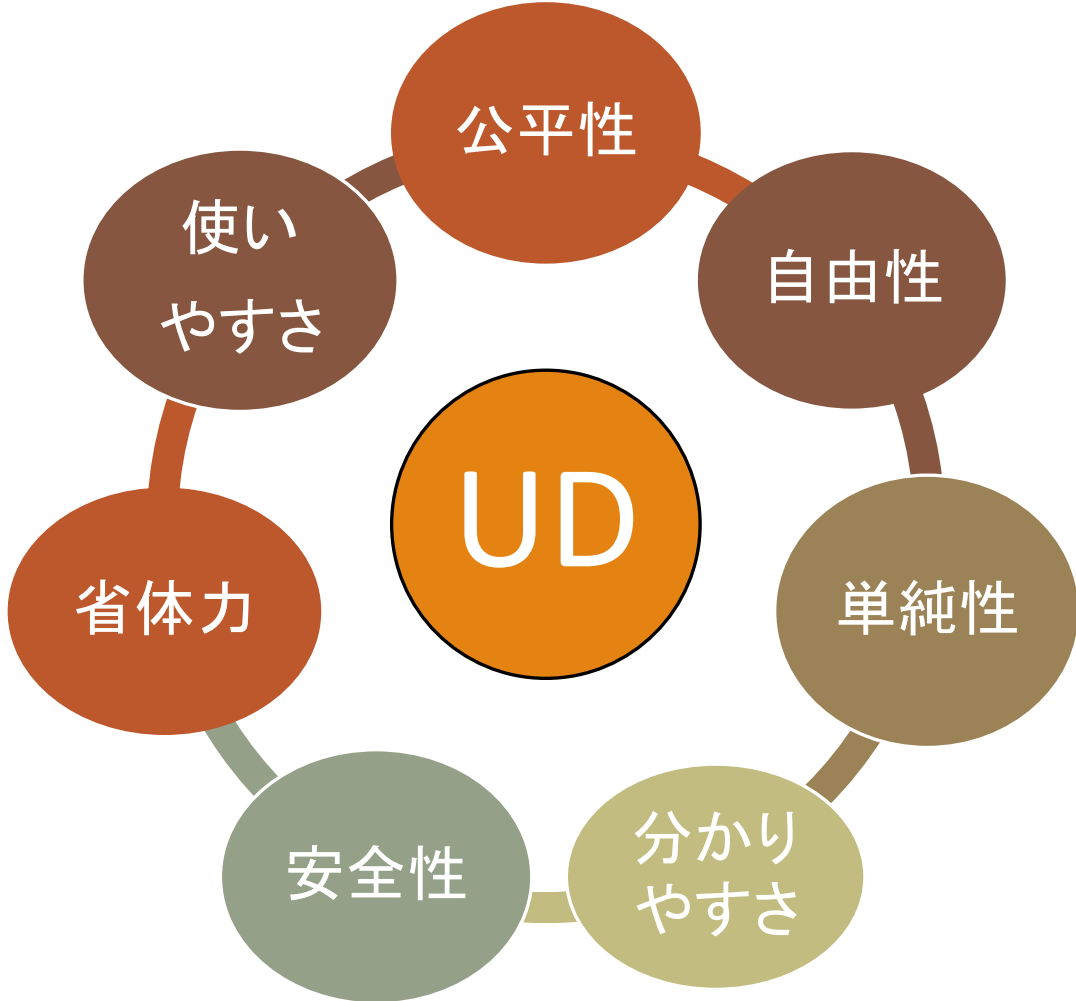


**平等** ではあるけど左の子は  
はまだ見えない…



**公正** さが担保されて全員  
が試合を観られる！

# ユニバーサルデザイン的な視点の必要性



横浜市の療育手帳取得者は  
どう変化しているか？

# 知的障害手帳取得者の推移

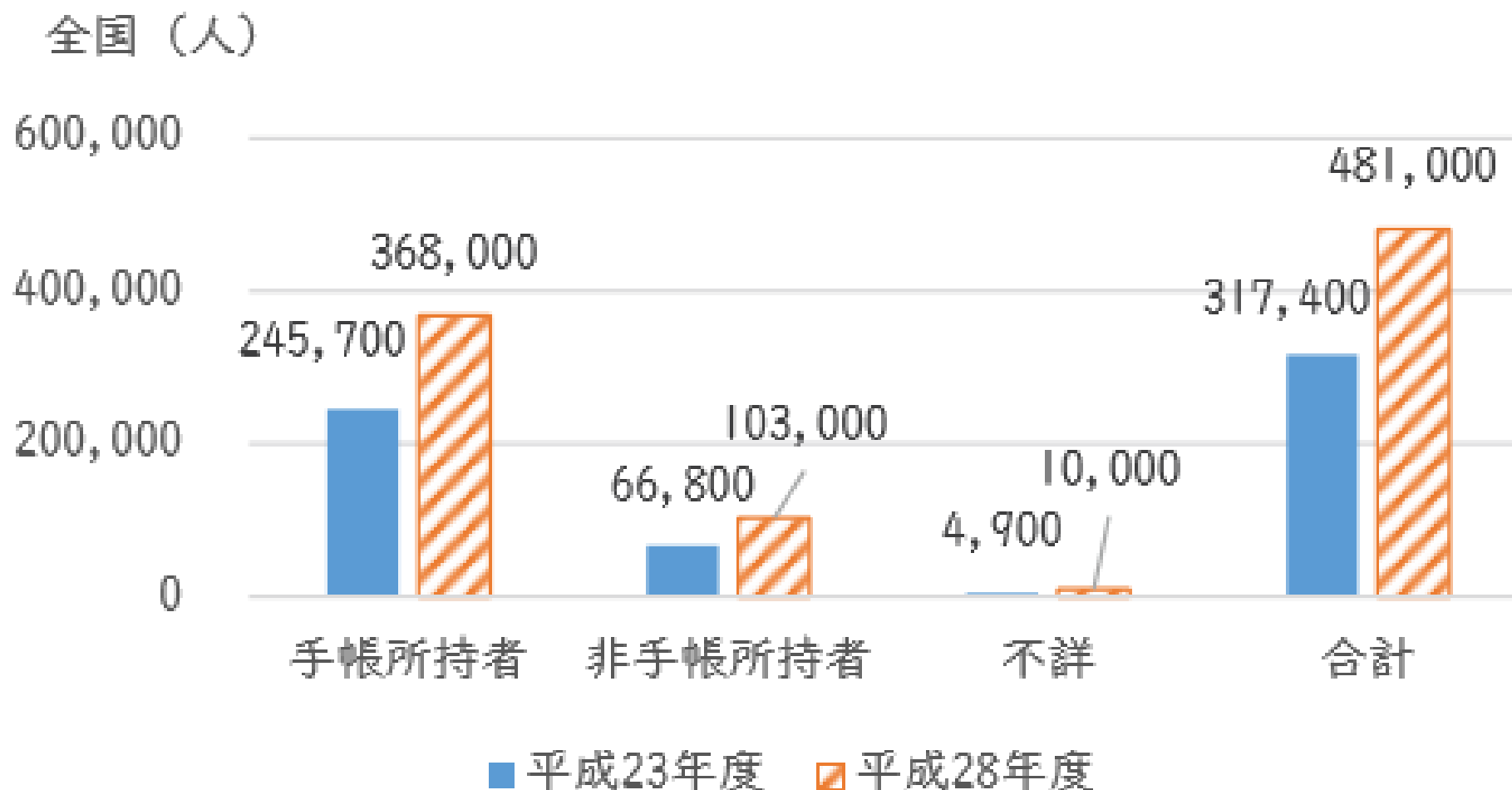
年度	総数	18歳以下	18歳以上	A2	A1	B1	B2
平成15年度	13,894	4,882	9,012	3,311	3,607	3,616	3,360
平成22年度	20,807	7,941	12,866	4,351	4,383	4,829	7,244
令和2年度	33,553	12,739	20,814	5,609	5,395	6,915	15,634

# 精神障害手帳取得者数の推移

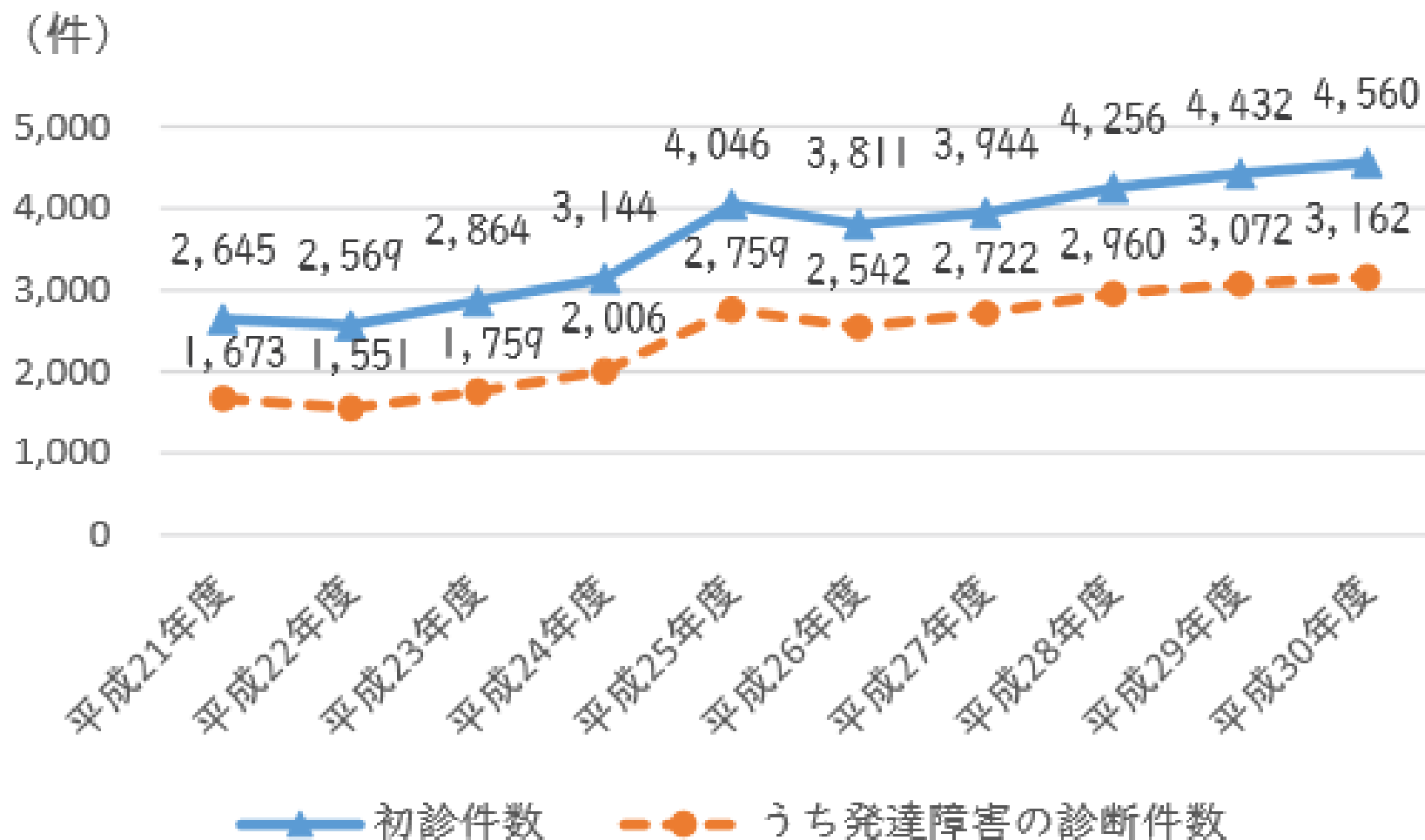
年度	交付者数	取得者総数	1級	2級	3級
平成15年度	5,098	9,066	1,450	5,272	2,344
平成21年度	10,833	19,152	2,355	10,309	6,488
令和元年度	20,570	39,232	3,809	22,264	13,159

横浜市の発達障害児の支援状況は  
どう変化しているか？

# 発達障害と診断された人の人数（全国）



# 地域療育相談センター初診件数と発達障害の診断件数

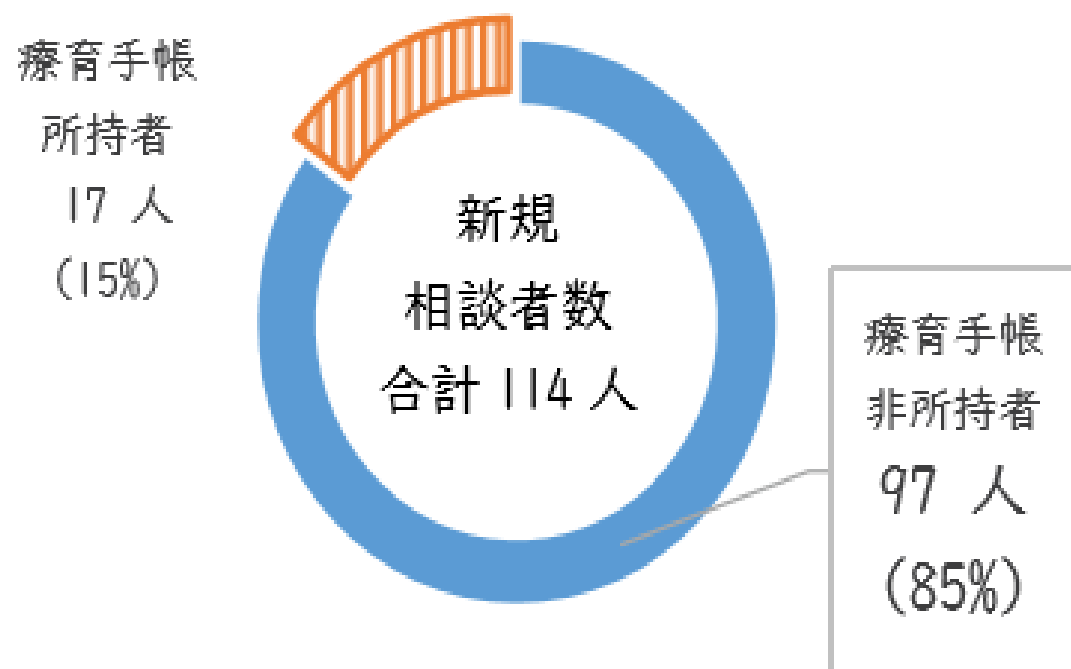


\*ここでの発達障害は知的な遅れの有無を問わない



### 3 発達障害に関する専門相談支援機関への新規相談者のうち、療育手帳非所持者(平成30年度)

#### (1) 学齢後期発達相談室「くらす」



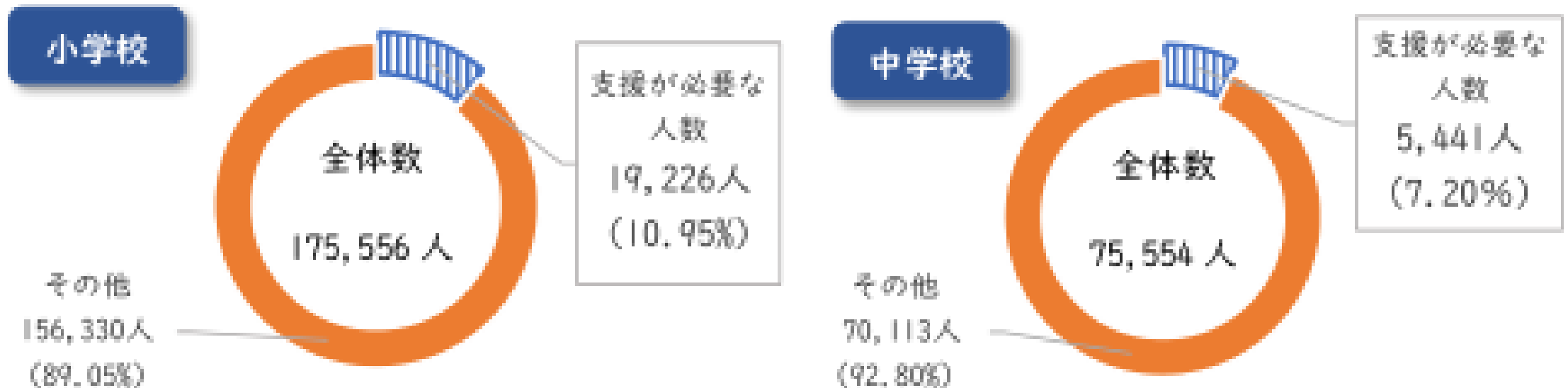
#### (2) 発達障害者支援センター



#### 4 一般学級に在籍する特別な支援が必要とされる児童生徒数の推移

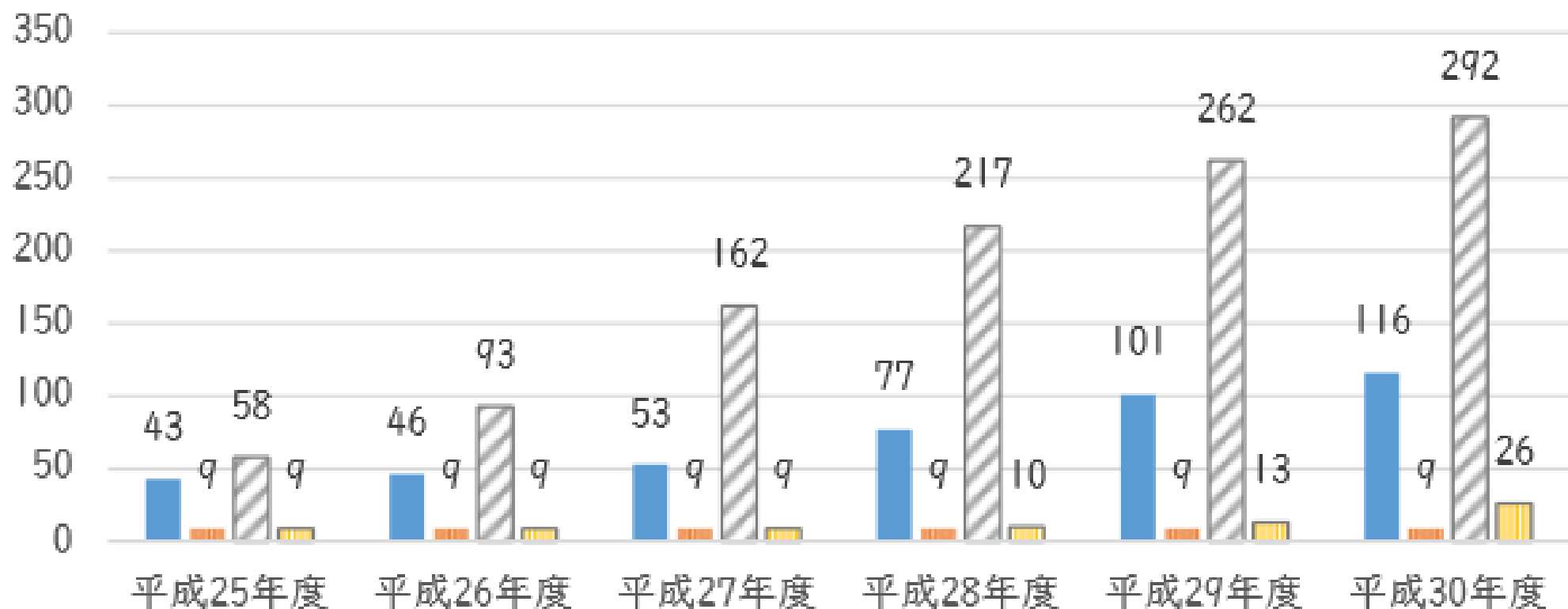
平成30年度「発達障害のある児童生徒に関する調査」より

※ 手帳および診断の有無を問わない調査のため、あくまで参考値。



# 事業所数

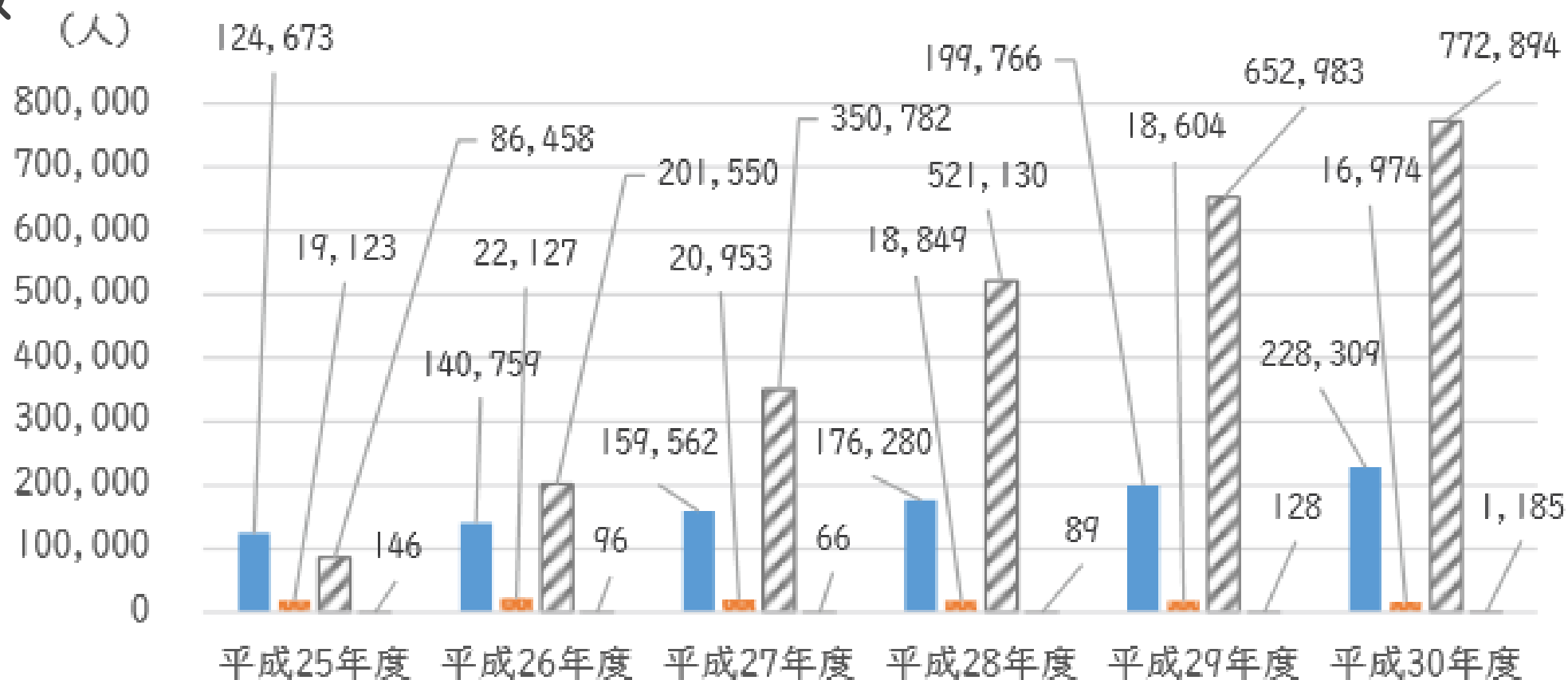
(箇所)



■ 児童発達支援 ■ 医療型児童発達支援 ■ 放課後等デイサービス ■ 保育所等訪問支援

# 児童福祉法に基づくサービスの状況について

延べ人数



■ 児童発達支援 ■ 医療型児童発達支援 ■ 放課後等デイサービス ■ 保育所等訪問支援

# 知的障害や発達障害のある 子どもたちの進路選択について

# 小学校卒業



公立校

特別支援学校

私立校

- ★ 通常学級 (& 通級)
- ★ 支援学級 (& 交流級)

# 中学校卒業



高校…私立  
公立  
全日制  
通信制  
・定時制

就職  
アルバイト

特別支援学校  
本校・分教室

高等特別  
支援学校

専修学校

サポート校  
技能連携校

# インクルーシブ教育推進校とは

- インクルーシブ教育推進実践校  
→誰もが大切にされ、いきいきと暮らせる「共生社会」をめざして、知的障がいのある生徒が高校で学ぶ機会をひろげながら、みんなで一緒に過ごすなかで、お互いのことをわかりあって成長していくことを目標にしている高校。
- パイロット校として、足柄高校、茅ヶ崎高校、厚木西高校の3校が先行して実践。その後、令和2年から11校でも実践が始まり、現在14校でインクルーシブ教育が高校でも実践されている。



# クリエイティブスクールとは

- クリエイティブスクール  
→一人ひとりが持っている力を必ずしも十分に発揮できなかった生徒に対して、これまで以上に学習意欲を高める取組みを行う学校。
- 田奈高校、釜利谷高校、横須賀南高校、大井高校、大和東高校の5校が指定されている。

\*これ以外にも、神奈川県にはフレキシブルスクール、フロンティアスクール（多部制定時制高校）、通信制新タイプ、通級指導導入校というスタイルの学校がある。

# インクルーシブ校とクリエイティブ校の違い

- インクルーシブ教育推進実践校は対象生徒が知的障害を**あもっていることが条件になっている。**（\*）
  - 知的障害があり、次の項目すべてに該当する生徒
- ①学級集団での学習及び生活が可能な生徒
- ②学校生活において、原則として常時の医療的な配慮を必要としない生徒
- ③公共交通機関等を利用して、自力での通学や校外における学習活動への参加が可能な生徒
- ④志願先のインクルーシブ教育実践推進校が実施する中高連携事業（学校説明会、授業見学会、学校行事等 見学会）などへの参加をとおして、高校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある生徒
- ⑤入学後、将来の自立に向けて、学校生活に積極的に取り組む意欲のある生徒

\*受験の際に療育手帳の有無を問わない

# 高校在籍中の課題

- ①学習面の課題
- ②家庭でのトラブル
- ③友人関係を含む人間関係の悩み
- ④卒業後の進路選択
- ⑤障害受容
- ⑥二次的障害の発症

## ①学習面の課題

→教科学習、校内実習についていけない  
日課に沿った生活ができない

## ②家庭でのトラブル

→家での悪態や暴力・暴言  
家族との関係が悪化…兄弟との関係  
親子関係  
虐待、ネグレクト

### ③友人関係を含む人間関係の悩み

→ コミュニケーションがうまくとれない  
周囲に溶け込めない  
同年代との関係が構築することが難しい

### ④卒業後の進路選択

→ どの進路を選択すべきか決定できない

現実的に企業就労（進学）が難しいケース  
→ 福祉的就労を選択することができない

## ⑤障害受容

→自分の障害を理解できていない。  
(感じていない)

自身の課題が理解できない。

生活に困り感がない

→できない自分を認められない。

## ⑥二次的障害の発症

→様々な困り感や悩み等が学校生活や家庭生活、  
社会生活の中で生じ、気持ちの浮き沈みや暴  
力的な言動等の自身が持つ障害以外の二次的障害を  
発症してしまう子どもも出てくる。

# 高校卒業



在宅

就労（就職）準備  
• 職業訓練校  
• 就労移行支援  
• 生活訓練（自立訓練）

福祉的就労  
• 就労継続支援A型  
• 就労継続支援B型  
• 地域作業所

就職  
一般雇用  
障害者雇用

進学…  
職業能力開発短期大学校  
大学  
短期大学  
専門学校  
大学  
学校  
大学  
海外  
大学

# 高校卒業後の課題

- ①就労先でのトラブル
- ②家庭でのトラブル
- ③友人関係を含む人間関係の悩み
- ④自立への課題…結婚、子育て
- ⑤再就職への支援



## ①就労先でのトラブル

→作業についていけない

通勤が続かない…欠勤・遅刻

職場の人とコミュニケーションがとれない

## ②家庭でのトラブル

→家での悪態や暴力・暴言

家族との関係が悪化…兄弟との関係  
親子関係

### ③友人関係を含む人間関係の悩み

- 周囲の人との関係がうまくいかない。  
言葉でのやりとりでトラブルが起こりやすい。  
友達は欲しいが、友達作りがうまくいかない。  
…気持ちの裏返りで嫌がらせ行動等をとってしまうことも。

### ④自立への課題…結婚、子育て

- 一人暮らしの課題…未熟な社会性、ADL  
性の課題（避妊等への未熟な性知識とインターネットの謝った性情報）  
障害のある中での子育ての難しさ  
…他者支援を受け入れにくい人もいる

# 支援者に求められること（学齢期）

- 本人が**学びやすい環境**を作っていく。
- **障害受容、自己理解の手助け**をしていく。
- 本人が**生きやすい環境**を一緒に探す。  
→ **合理的配慮を求めていく**
- 家庭、家族のサポートをしていく。  
→ **必要な支援機関の情報提供、連携**

# 支援者に求められること（卒業後）

- 就労（日中活動）が継続できるように企業（福祉事業所）と連携した支援を行っていく。  
→適切な合理的配慮を求めていく  
居場所のない子どもにならないために最大限の支援を。 \*ひきこもり、5080問題等
- 家庭、家族のサポートをしていく。  
→必要な支援機関の情報提供、連携  
基幹相談支援センターや障害者後見的支援室、発達障害者支援センター等との連携

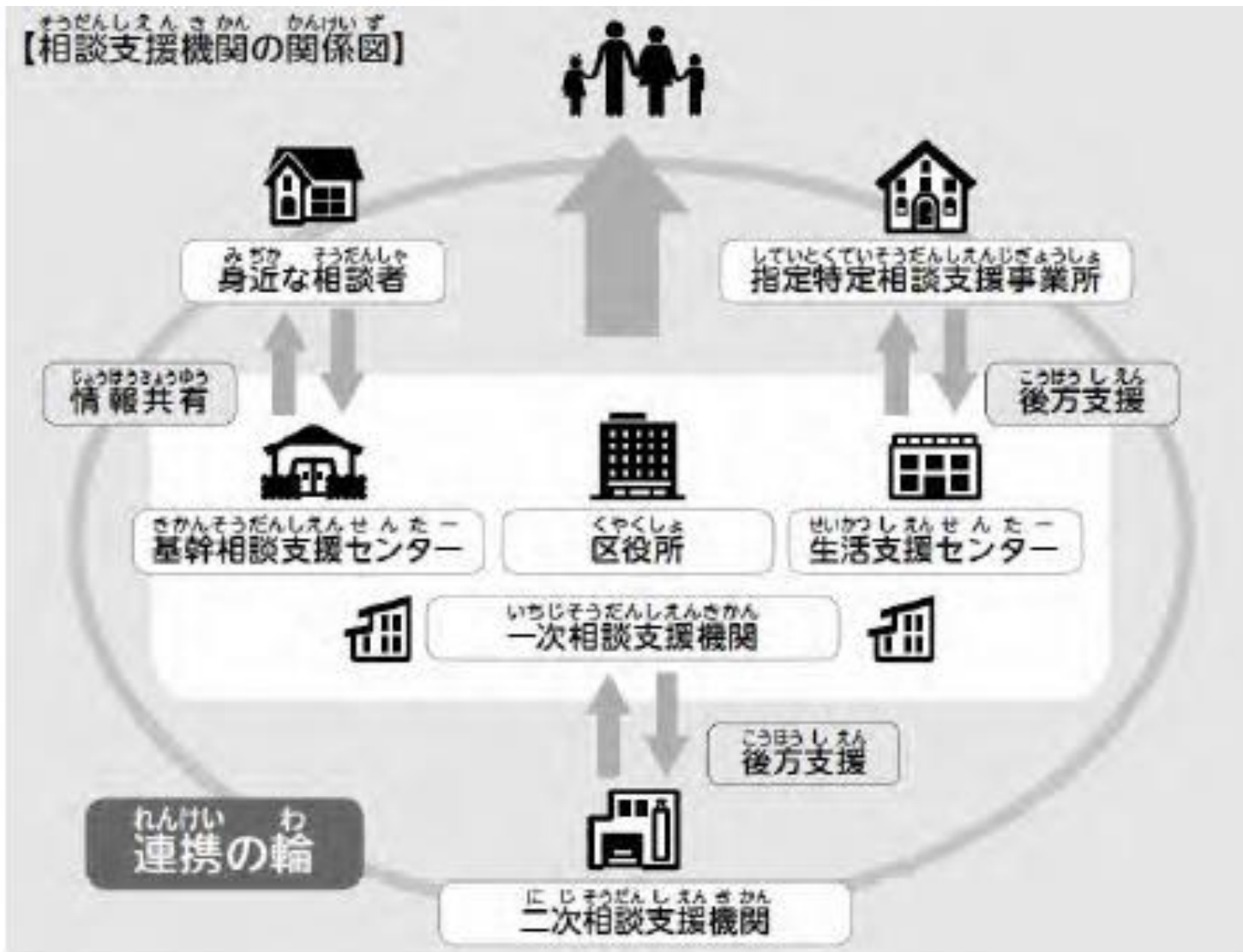
# 支援者に求められること（卒業後）

- 離職や出勤拒否等の問題
  - 定着支援と就労移行センターへの支援の移行
  - 企業就労から福祉的就労への移行
  - … **自分の居場所を見つける。**
- 人間関係構築のためのスキルアップの支援
  - 具体的な事案を元にして、人の気持ちや周囲の考えを知る（感じる）力をつける。
  - 自身の障害や特性を理解することにもつながっていく。… **「わりきる」「あきらめる**」という曖昧なことを理解できるようになることもある。

# 支援者に求められること（卒業後）

- 二次的障害と医療との連携
  - 本人にあった医療機関の選択と連携
  - 必要な支援機関、福祉サービスにつながっていく  
…訪問看護
- 一人暮らし（GH、単身生活）へのサポート
  - 昼夜逆転生活、ごみ屋敷（汚部屋）の問題  
経済的（金銭的な）問題
  - 必要な支援者の介入、福祉サービスの活用

☆どう本人と関係を構築していくか？



こんな風にネットワークが構築できることが子どもにも大人にも良いのですが、まだまだ難しいのが現実です...  
→教育、福祉、行政、その他の支援機関とでより良い連携方法を作り上げましょう。